

平成 30 年 5 月 28 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 55 号（実務対応報告第 18 号の改正案）
**「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理
に関する当面の取扱い（案）」等の公表**

コメントの募集

当委員会では、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）及び実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の見直しを検討してまいりました。

今般、平成 30 年 5 月 24 日開催の第 385 回企業会計基準委員会において、以下の実務対応報告の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

- 実務対応報告公開草案第 55 号（実務対応報告第 18 号の改正案）
「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「実務対応報告第 18 号の改正案」という。）
- 実務対応報告公開草案第 56 号（実務対応報告第 24 号の改正案）
「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「実務対応報告第 24 号の改正案」という。）

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 30 年 7 月 30 日（月）までに、原則として電子メールにより下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては、氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：zaigai2018@asb.or.jp
ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要及び質問項目

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整に関する取扱い

実務対応報告第 18 号の改正案では、在外子会社等において国際財務報告基準 (IFRS) 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号「金融商品」」という。)を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益として修正することを提案している。

また、持分法適用関連会社において実務対応報告第 18 号に準じて処理を行う場合には、当該修正を行うこととなる。

(参考) 修正項目の見直し

当委員会では、平成 18 年の実務対応報告第 18 号の公表から本公開草案の検討時点までの間に、新規に公表又は改正された IFRS 及び米国会計基準を対象¹に、修正項目として追加する項目の有無について、我が国の会計基準に共通する考え方と乖離するかどうかの観点や実務上の実行可能性の観点に加えて、子会社における取引の発生可能性や子会社において発生する取引の連結財務諸表全体に与える重要性の観点等から検討を行いました。当該検討を行う際には、IFRS のエンドースメント手続の結果を参考にしました。

具体的には主に以下の会計基準の検討を行い、その結果、上記のとおり、IFRS 第 9 号「金融商品」における、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整を修正項目として提案しています。

(IFRS)

- (1) IFRS 第 9 号「金融商品」
- (2) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

(米国会計基準)

- (3) 米国会計基準会計基準更新書 (以下「ASU」という。) 第 2016-01 号「金融商品-総論 (Subtopic825-10) : 金融資産及び金融負債の認識及び測定」
- (4) ASU 第 2014-09 号「顧客との契約から生じる収益 (Topic606)」
- (5) ASU 第 2016-13 号「金融商品-信用損失 (Topic326) : 金融商品に係る信用損失の測定」

¹ IFRS 第 16 号「リース」、IFRS 第 17 号「保険契約」及び ASU 第 2016-02 号「リース」を除く。

質問 1

在外子会社等において、IFRS 第 9 号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整を修正項目とする提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

■ 適用時期等

実務対応報告第 18 号の改正案では、平成 30 年改正の実務対応報告第 18 号(以下「平成 30 年改正実務対応報告」という。)は、平成 31 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用することを提案している。ただし、平成 30 年改正実務対応報告の公表日以後最初に終了する連結会計年度及び四半期連結会計期間において早期適用することができること、及び平成 32 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首又は在外子会社等が初めて IFRS 第 9 号「金融商品」を適用する連結会計年度の翌連結会計年度の期首から適用することができることを提案している。

また、平成 30 年改正実務対応報告の適用初年度においては、会計方針の変更による累積的影響額を当該適用初年度の期首時点の利益剰余金に計上することができるものとし、この場合、在外子会社等において IFRS 第 9 号「金融商品」を早期適用しているときには、遡及適用した場合の累積的影響額を算定する上で、在外子会社等において IFRS 第 9 号「金融商品」を早期適用した連結会計年度から平成 30 年改正実務対応報告の適用初年度の前連結会計年度までの期間において資本性金融商品の減損会計の適用を行わず、平成 30 年改正実務対応報告の適用初年度の期首時点で減損の判定を行うことができることを提案している。

なお、実務対応報告第 24 号の改正案においても、適用時期等について実務対応報告第 18 号の改正案と同様の提案をしている。

質問 2

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

以 上